

# 令和8年度 百合が原小学校いじめ防止基本方針

札幌市立百合が原小学校  
令和8年4月改訂

## 1 はじめに

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、全ての児童が安心して学校生活を送り、他者と心の通う人間関係を構築できる社会性を育成することを目的として、本基本方針を策定する。

本校はこれまで、国及び札幌市の方針に基づき、未然防止・早期発見・組織的対応を柱とする取組を推進してきた。令和8年度版では、

- ・ 法令及び市の方針との整合性の再確認
- ・ 重大事態対応の明確化
- ・ 情報共有・記録・引継体制の強化
- ・ ネットいじめ対策の体系化
- ・ PDCA サイクルの明確化

を中心に整理・再構成し、重複を整理し、実効性の高い運用文書として改訂する。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、

児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

### 用語の整理

- ・ **児童等**: 本校に在籍する児童
- ・ **一定の人的関係**: 学校内外を問わず、学級・習い事・地域活動等の関係
- ・ **物理的影響**: 暴力、金品要求、物品隠匿、強要等

## 具体例(国の基本方針より)

- 冷やかし・悪口・脅し
- 仲間外れ・無視
- 暴力行為(軽微・重大を問わない)
- 金品要求・破壊
- 危険行為の強要
- SNS等での誹謗中傷

## 3 基本理念

1. いじめを生まない学校風土の醸成
2. いじめを許さない集団規範の確立
3. 被害児童の生命・心身の保護を最優先
4. 組織的・継続的対応の徹底
5. 学校・家庭・地域との協働

## 4 組織体制

### いじめ防止対策委員会(常設)

**構成** 校長(責任者)・教頭・主幹教諭・教務主任・保健主事・学年主任・養護教諭・  
学びの支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャル  
ワーカー・必要に応じ外部専門家(弁護士・医師・警察経験者等)

#### (1)役割

1. いじめの認知判断(個人判断禁止)
2. 事案対応方針の決定
3. 解消判断(3か月目安)
4. 重大事態調査の実施
5. 年間計画管理
6. 記録・引継管理
7. 学校評価への反映

## 5 年間計画(令和8年度)

月	主な取組
4月	第1回委員会／方針説明
5月	個人懇談／第2回委員会
6月	第3回委員会
7月	学校独自アンケート(全学年)／第4回委員会
8月	第5回委員会
9月	心の教育授業／第6回委員会
10月	市教委アンケート／個人懇談／第7回委員会
11月	第8回委員会
12月	児童・保護者アンケート／第9回委員会
1月	第10回委員会
2月	引継委員会／第11回委員会
3月	年間総括・次年度方針策定／第12回委員会

※月1回以上必ず開催。アンケート後は必ず臨時開催。

## 6 未然防止

### (1)教育活動

- 道徳・学級活動での継続指導
- 異学年交流の充実
- 自己有用感・自己肯定感の育成
- 情報モラル教育の体系的な指導

### (2)教職員体制

- 定期校内研修
- 重大事態対応研修
- アセスメントシート活用

## 7 早期発見

1. 日常観察の徹底
2. 心身チェック(シャボテン)活用
3. 年2回のいじめアンケート(学校独自・市教委)
4. 個人面談の計画実施
5. 相談窓口の明示(HP 掲載)

## 8 事案対応フロー

### (1)初期対応

- 即日情報共有
- 5W1Hで整理
- 役割分担による聴取
- 記録作成

### (2)被害児童支援

- 安全確保
- 心理的ケア
- 保護者即日連絡

### (3)加害児童指導

- 事実理解
- 責任自覚
- 背景要因への支援

### (4)周囲への指導

- 傍観者指導

- 集団規範の再構築

## 9 解消判断

以下3要件を満たすこと。

1. 行為停止が3か月以上
2. 被害児童が苦痛を感じていないことを面談確認
3. 被害保護者の確認

※謝罪のみでは解消としない。

※再発防止の継続観察を行う。

## 10 ネットいじめ対策

- 情報モラル年間指導計画
- SNS 誹謗中傷の危険性指導
- 保護者啓発
- 必要に応じ削除要請・警察連携

## 11 重大事態への対応

重大事態とは

- 自殺企図
- 重大傷害
- 金品重大被害
- 精神疾患発症
- 年間30日以上の欠席

発生時は速やかに設置者へ報告し、調査組織を設置し事実関係を明確化する。

## 12 関係機関連携

- 教育委員会へ文書報告

- 警察連携(犯罪性がある場合)
- 医療・福祉機関との連携
- 地域関係団体との協働

## 13 記録・引継

- 個別事案記録作成
- アセスメントシート保存
- 進級・進学時確実引継
- アンケート原本3年間保管

## 14 評価と改善(PDCA)

- 学校評価項目へ位置付け
- 児童・保護者アンケート反映
- 年度末総括
- 次年度方針へ改善反映

## 15 おわりに

いじめ防止は「対応」ではなく「文化づくり」である。

本校は、児童一人一人が尊重される集団形成を通して、いじめを許さない学校風土を構築する。

本方針は、毎年度検証し、社会状況及び法令改正等を踏まえ、必要に応じ改訂する。